

参考：教職員用

わいせつ行為・セクハラ防止のためのチェックリスト

自らを振り返り、わいせつ行為・セクハラを絶対に起こさないよう、チェックリストを活用し、教育公務員としての職責や心構えなどを常にセルフチェックする。

チェック項目のそれぞれの状況・背景をイメージしながらチェックすること。

チェック日

令和 年 月 日

◇ わいせつ行為・セクハラ

No.	項 目
1	<input type="checkbox"/> 児童生徒へのわいせつ行為等は、教職員という立場を利用して行う卑劣な行為であるとともに、社会に対する重大な背信行為であることを理解している。
2	<input type="checkbox"/> 私的な時間でも、誤解や批判を受けることのないよう自らを厳しく律している。
3	<input type="checkbox"/> 教職員と児童生徒の立場を、常に意識して行動している。
4	<input type="checkbox"/> 児童生徒を恋愛対象や性的対象として見ることはない。
5	<input type="checkbox"/> 仮に児童生徒から恋愛感情や好意を寄せられたとしても、「教え育てる側」と「学び育つ側」の立場が大前提であることを忘れずに児童生徒に関わっている。
6	<input type="checkbox"/> 「教職員の懲戒処分の指針」において、「児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）をした教職員は、免職とする。」と示されていることを知っている。
7	<input type="checkbox"/> 懲戒免職になった場合、相手及びその家族だけでなく、自身はもちろんのこと、家族、親族及び関係者等に及ぼす影響が甚大であることを認識している。
8	<input type="checkbox"/> 愛媛県青少年保護条例では、「青少年（6歳以上18歳未満の者）」に対し、「不純な性行為又はわいせつ行為」をすることが禁止されていることを知っている。
9	<input type="checkbox"/> 刑法では、13歳未満の児童に対するわいせつ行為は、合意の上でも強制わいせつ罪になることを知っている。
10	<input type="checkbox"/> 児童ポルノ禁止法により、児童ポルノを所持しているだけで罪になることがあることを理解している。
11	<input type="checkbox"/> 個別の指導や相談を行うために、放課後や休日等に児童生徒と個人的に校外で会うことはない。
12	<input type="checkbox"/> 休日等に、児童生徒を自宅に招くことはない。
13	<input type="checkbox"/> 児童生徒（卒業生を含む）と個人的にメールアドレスやSNSアカウントを交換していない。

No.	項 目
14	<input type="checkbox"/> 緊急連絡のため、やむを得ず、メールアドレスやSNSアカウントを保護者と交換する必要がある場合は、必ず管理職に届け出ている。
15	<input type="checkbox"/> 児童生徒の指導は1対1ではなく、複数の教職員で指導している。
16	<input type="checkbox"/> 他の児童生徒がいない室内で、児童生徒を指導、面談等をする場合は、他の職員に用務・場所等を告げて指導・面談等をしている。
17	<input type="checkbox"/> 児童生徒を室内で指導・面談等をする場合は、窓、ドア、カーテン等を開放しておくなど密室とならないよう配慮している。
18	<input type="checkbox"/> 児童生徒を指導する場合は、近付き過ぎないように配慮している。
19	<input type="checkbox"/> 校務上の必要もなく、児童生徒用のトイレや更衣室に入っていない。
20	<input type="checkbox"/> 児童生徒の深刻な相談については、管理職や同僚等にその都度報告している。
21	<input type="checkbox"/> 児童生徒からの相談をきっかけに、電子メールやSNS等による個人的に踏み込んだ私的なやりとりにつながり、わいせつ事案に発展したケースが全国的に多く発生していることを知っている。
22	<input type="checkbox"/> 児童生徒との電子メールやSNS等によるやりとりは、閉め切った個室における1対1の状況下と同じ意味合いであることを理解している。
23	<input type="checkbox"/> 原則として自家用車に児童生徒を乗せていない。
24	<input type="checkbox"/> 宿泊を伴う行事において、児童生徒の見回りは複数で行うようにしている。また、教職員が使用する部屋には児童生徒を入れないようにしている。
25	<input type="checkbox"/> 授業中や休み時間に、みだりに児童生徒の髪の毛や身体に触れる（膝に乗せる、ハグをする等）ことはない。
26	<input type="checkbox"/> 運動部の指導や体育の授業時等に、教職員や児童生徒同士によるマッサージ行為等を行わないようにしている。
27	<input type="checkbox"/> 自分のホームページやSNSに児童生徒の画像や動画を掲載していない。
28	<input type="checkbox"/> 児童生徒を撮影する必要がある場合は、学校所有の機材で撮影しており、私物のスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影していない。
29	<input type="checkbox"/> 児童生徒を撮影する際は、盗撮の誤解を招かないように注意して撮影している。
30	<input type="checkbox"/> 教育活動の目的以外で児童生徒の写真を撮ったり、動画を撮影したりすることはない。
31	<input type="checkbox"/> わいせつ行為等が疑われる教職員やわいせつ行為等の風評がある場合、速やかに管理職に報告するようにしている。
32	<input type="checkbox"/> 親しみを込めた表現や励ましの目的であっても、その言動が相手を不快にさせる場合があることを理解している。

No.	項 目
33	<input type="checkbox"/> 相手が嫌がったり不快に感じたりした場合や周りの者が不快に感じた場合、セクハラになることを理解している。
34	<input type="checkbox"/> セクハラ等についての相談窓口を認識している。
35	<input type="checkbox"/> セクハラ等が疑われる言動について、互いに戒め合う雰囲気がある。